新	Iβ	備考
前払輸入保険の引受方針について	前払輸入保険の引受方針について	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089	
沿革 令和5年1月30日 一部改正	沿革 <u>令和4年12月20日</u> 一部改正	
1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等	1 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等	
①~⑤ (略)	①~⑤ (略)	
⑥ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方(前払金を支払う	⑥ 保険契約の申込時において、前払輸入契約の相手方(前払金を支払う	
相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払	相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払	
金の返還義務を負う者とする。) は、約款第3条第1号から第8号まで	金の返還義務を負う者とする。) は、約款第3条第1号から第8号まで	
の事由(以下「非常事由」という。)をてん補する場合は名簿上GS格、	の事由(以下「非常事由」という。)をてん補する場合は名簿上GS格、	
GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、	GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、	
PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号 <u>から</u> 第1 <u>1</u> 号	PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号 <mark>又は</mark> 第1 <u>0</u> 号	
<u>まで</u> の事由(以下「信用事由」という。)をてん補する場合は名簿上G	の事由(以下「信用事由」という。)をてん補する場合は名簿上GS格、	
S格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けさ	GA格、GE格、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされてい	
れている者に限るものとする。	る者に限るものとする。	
⑦ (略)	⑦ (略)	
附則〔抄〕	附則〔抄〕	
附 則〔 <u>令和5年1月30日</u> 〕	附 則 [ <u>令和4年12月20日</u> ]	
この改正は、 <u>令和5年3月20日</u> から実施する。	この改正は、今和5年1月1日から実施する。	